

東京ふる里岩内会会則

- 第一条 本会は、東京ふる里岩内会と称する。
- 第二条 本会は、会員相互の親睦をはかると共に郷土の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 会員は、岩内地区及び岩宇地区にゆかりのある人で、故郷としての共通の土壤を持つ人の集まりとする。
- 第四条 本会の事務局を会長宅に置く。
- 第五条 本会は、第二条の目的を達成するために次の事を行う。
1. 東京ふる里岩内会会報の発行
 2. 会員名簿の発行
 3. 会員相互の親睦をはかるための集い
 4. 北海道ふるさと会連合会に加入し北海道の発展に寄与する
 5. 冠婚葬祭・寄付等は理事会の承認のもとに行う
 6. その他、本会の目的を達成するに必要なこと
- 第六条 本会に次の役員並びに顧問を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 3~4名
 3. 幹事長 1名
 4. 事務局長 1名
 5. 理事 若干名
 6. 会計監査 2名
 7. 顧問 若干名
- 第七条 役員は、役員会で推挙し、定期総会において選出承認する。
- 第八条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第九条 役員の任務は、次の通りとする。
1. 会長は、この会を代表し、会務を総括する
 2. 副会長は、会長を補佐する
 3. 幹事長は、会長の指示により会務を遂行する
 4. 事務局長は、会運営の業務・会計を行う
 5. 理事は、会の運営に参画する
 6. 監査は、会の業務会計の監査を行い、総会で報告する
- 第十条 本会の会議目的は、次の通りとする。
1. 定期総会 収支決算報告、役員改選、その他重要事項を報告する
 2. 臨時総会 総会に付議すべき緊急事案がある場合協議する
 3. 役員会 各事業部の進捗確認、会務の諸実施事項の企画、決定をする

第十一條 会議の決議は、出席者の過半数の賛成を要する。賛否同数の場合は、議長が決める。

第十二条 第十条の会議の招集は、次の方法で行う。

1. 定期総会 会長・副会長・幹事長・事務局等で調整し、会長が招集する
2. 臨時総会 必要に応じて会長、理事が臨時に招集する
3. 役員会 会長、理事が必要と認めた場合に招集する

第十三条 経費は、次の収入でまかなう。

1. 年会費 ¥ 3,000
2. 寄付金
3. その他収入

第十四条 本会の会計年度は4月1日～翌年3月31日とする。

付 則 この会則は、総会の決議で改正することができる。

(改定履歴)

平成28年11月12日改定(14条会計年度の変更他)

平成31年2月2日改定(4条事務局の場所の変更)

令和8年2月2日改定(13条年会費金額の変更)